

4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

取り組み方針

建築物所有者の防災意識を高めるとともに、市民の知識の普及と啓発を図るため、防災教育や情報提供活動等の充実並びに人的資源等の確保など多様な施策を推進する。

具体的な施策

1) 防災意識の向上

(1) 防災教育の充実

- ◇ 内閣府が行った「防災に関する世論調査」では、建物の倒壊に対する危機意識は高いが、具体的な行動に結びついていないことが明らかになっている。
- ◇ 本市では、地震発生リスクに対する市民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育等を充実し、広く市民の耐震化に対する普及啓発を行う。
- ◇ 防災教育実施にあたっては、久留米市地域防災計画との整合を図りながら、関係団体との横断的な取り組みを行う。

(2) 地域ぐるみの防災活動の促進

- ◇ 災害対策基本法では、住民の責務として「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない」と規定されており、福岡県地域防災計画では、自主防災体制の整備の方針として「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンとして掲げている。
- ◇ 久留米市地域防災計画では、「自主防災組織の育成」「施設・事業所防災体制の強化」を規定し、自主防災体制等を整備することとしている。本市では、これらを踏まえて、建築物の耐震化に資する自主的な防災組織の整備を地域と連携して行い、地域ぐるみの防災活動の推進に向けた情報提供等を実施する。

(3) 手軽に出来る耐震対策

- ◇ 地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定など、手軽に出来る耐震対策を促進する。
- ◇ 建築物倒壊時においても人命を守ることができる耐震ベッド設置や構造的に特に脆弱な部分の補強などの被害軽減策についても知識の普及・啓発を行う。

(4) 防災情報の提供

- ◇ 市民の耐震化に対する意識啓発のために、ホームページやメール等の多様な媒体を活用した定期的な防災情報の提供を積極的に行う。

2) 耐震改修促進に関する情報の提供

(1) 多様な媒体による正しく有益な情報の提供

- ◇ 本市では、耐震診断・耐震改修の相談窓口の設置や福岡県耐震診断アドバイザー制度など耐震化に向けた様々な情報提供を行っている。
- ◇ 所有者が主体的に耐震診断・耐震改修に取り組むための機運を醸成するために、本市では、これまでの情報提供機能を充実させ、正しく有益な情報を官民連携のもとに提供する。
- ◇ 情報提供の手段としては、回覧板配布や各種マスメディア等の活用により、広く市民に周知する段階から、個別の改修相談まで幅広く対応する。

(2) 継続的な情報提供活動の実施

- ◇ 所有者への耐震に係る的確な情報提供に向けて、これまでの取り組みに耐震に関するメニューを追加し、市民への情報提供手段の基本的な周知と情報提供活動を継続的に実施する。
- ◇ 情報提供活動にあたっては、関係団体や民間事業者等との連携を図り、提供の各段階に応じて必要となる専門的情報を多様な手段を通じて提供する。

3) 研修等の実施による耐震改修に資する人材確保

(1) 地域に根ざした専門的技術者の養成

- ◇ 耐震化の目標達成に向けては、知識の普及啓発活動と併せて、耐震診断・耐震改修実践の受け皿としての専門的技術者の量的確保が課題である。
- ◇ 建築物の耐震化を実効性あるものにするためには、耐震診断を受診した所有者に行動を起こしてもらう必要があるため、診断後の専門的なアドバイスや改修工事等のコーディネートが行える技術者についても育成を図り、耐震化の総合的な支援を行う。
- ◇ 建築市場の変化に伴い、在来工法に精通した技術者の減少や分業化の進展などがみられ、地元工務店の役割も変化している。また、耐震改修は場合によって新築より専門的スキルを要することから、耐震化を進めるための専門的技術者が不足している状況にある。
- ◇ 専門的技術を有する人材を確保し、所有者の需要に的確に 대응するために、関係団体や民間事業者との横断的な取り組みのもと、専門的技術者の養成を行う。
- ◇ 所有者にとっては、安心して相談できる専門家が身近に居て気軽に相談できることが重要であり、相談の前段階での敷居の高さを取り除くことが耐震化の実効性を高めるために有効であると考えられる。そのため、地元の工務店や建築士等の技術者のスキルアップを図った上で、地域の住民への普及啓発、耐震診断・耐震改修の実施を担う人材を養成する。

(2) 関係機関・団体の連携による安心して依頼できる事業者の紹介

- ◇ 所有者が安心して耐震改修やリフォームを行うためには、相談すべき人材が誰で、依頼すべき業者がどこなのかを知っておくことが重要である。このため、前述の専門的技術者の養成と併せて、関係機関や関係団体及び民間事業者との連携を図りながら、所有者が適正な情報にアクセスできる仕組みを構築する。

本市では、平成23年より久留米市建築協同組合と連携し、耐震改修工事をどこに頼めばよいか分からないという相談に対応する仕組みを構築している。

5. 耐震改修促進に向けた指導等

取り組み方針

耐震化目標の実現に向けて、普及啓発活動と連携したフォローアップを図るとともに、市民の生命や財産の保護を前提とした適切な指導を明快な基準に基づいて実践する。

具体的な施策

1) 法に基づく適切な指導・助言等の実施

(1) 指導等の対象建築物

- ◇ 指導・助言の対象となる建築物は、耐震改修促進法第15条第1項に基づく特定建築物とする。
- ◇ 指示の対象となる建築物は、耐震改修促進法第15条第2項に基づく建築物とする。

【指導・助言及び指示対象の建築物の概要】

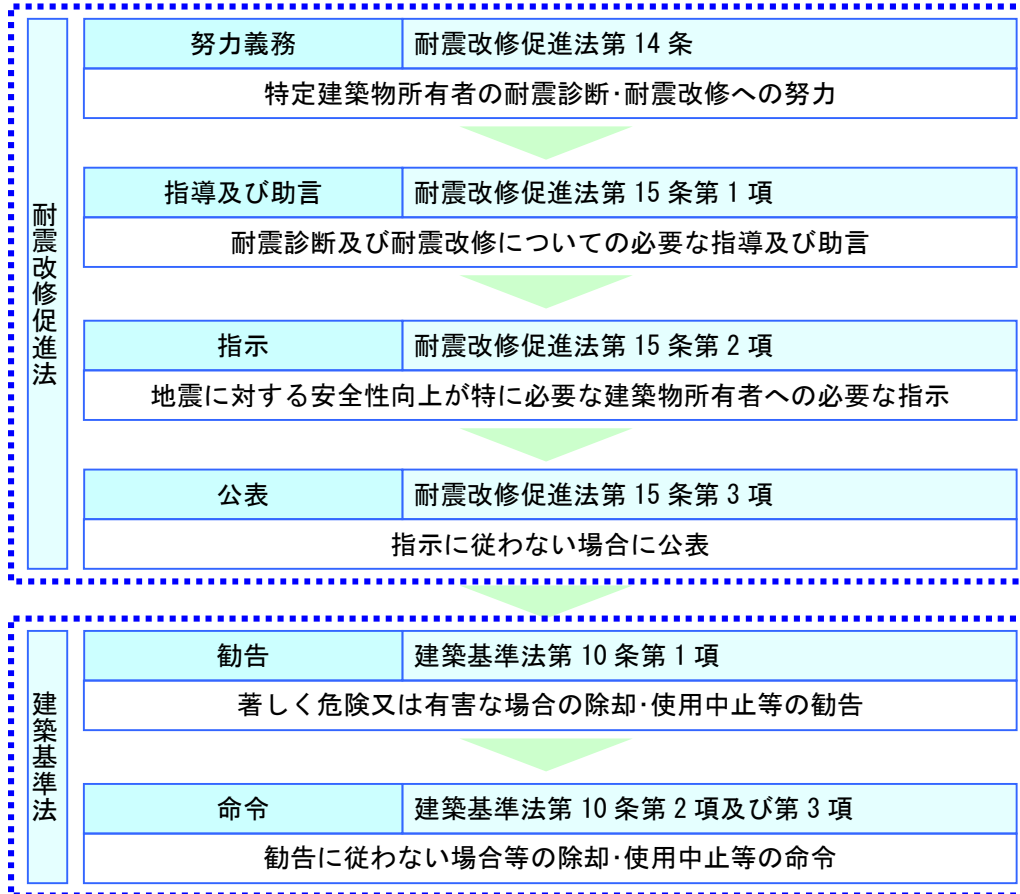
努力義務	指導及び助言	指示	公表
特定建築物 (階数3以上かつ1,000㎡以上等) 〔法第14条、法第15条第1項〕	特定建築物 (階数3以上かつ2,000㎡以上等) 〔法第15条第2項〕	指示を受けた所有者が正当な理由がなくその指示に従わなかった特定建築物	
用途		特定建築物	指示対象となる特定建築物の要件
		階数	面積(㎡)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2	1,000
	上記以外の学校	3	1,000
体育館(一般公共の用に供されるもの)		1	1,000
ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			2,000
病院、診療所			2,000
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場		3	1,000
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			2,000
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他のこれらに類するもの		2	1,000
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			2,000
幼稚園、保育所		2	500
博物館、美術館、図書館			2,000
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		3	1,000
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			2,000
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500
通行障害建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ

(2) 指導方法の考え方

- ◇ 指導及び助言は、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し(啓発文書等の送付を含む。)、その実施に関し、相談に対応する方法で実施する。また、個人を対象とするだけでなく、特に耐震診断等の必要な地域住民に対して、パンフレット等を用いて行う説明会等の方法で行うこともできる。
- ◇ 指示は、指導及び助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない等の場合には、具体的に実施すべき事項等を明示した指示書等を交付する方法で行う。

- ◇ 公表は、正当な理由がなく、耐震診断又は耐震改修の指示に従わない時に行う。なお、特定建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合にあっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、計画的な診断、改修が確実に実施される見込みがある場合等においては、その計画等を勧告し、「公表」の実施の可否について判断する。
- ◇ 勧告・命令については、建築基準法第 10 条の規定に基づいて、相当の猶予期限を設けて実施する。

【法に基づく指導等のフロー】



2) ネットワークづくりの推進

(1) 所管行政庁との連携

- ◇ 指導においては、建築物所有者への説明責任が発生することから、県内の統一的な見解が必要であるため、所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び実施の手順、公表のあり方の検討、並びに、建築基準法に基づく勧告、命令の実施について、他の所管行政庁と連携して行う。

(2) 定期的に耐震化を促進する活動の実施

- ◇ 本市では、管轄区域内の消防部局の協力を得て、防災査察や違反建築物パトロール等を定期的に実施し、立ち入りによる防火・避難関連設備の改善指導と併せて、耐震化に向けた指導・助言並びに注意喚起を行う。
- ◇ 防災査察については、建築物防災週間や防災キャンペーン等のイベント開催と並行して実施する。

(3) 耐震改修計画の認定

- ◇ 耐震化の促進を図るために、法第 17 条に基づく耐震改修計画の認定について、建築確認や建築基準法の特例等が享受できるメリットの周知を図る。

6. 耐震改修促進に資するその他の施策

取り組み方針

関係部局等との連携による総合的な建築物の安全対策や地震防災対策を実施し、地震被害から市民の生命や財産を保護することを目的として耐震化を促進する。

具体的な施策

1) 建築物の総合的な安全対策の実施

(1) 建築物の総合的な安全対策

- ◇ 建築物の総合的な安全対策に向けて、本市では、ブロック塀等の各種点検調査や防災査察、建築パトロール等を実施し、建築物全般の安全対策と建築物所有者の日常の適正な維持管理を促す。

(2) ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上

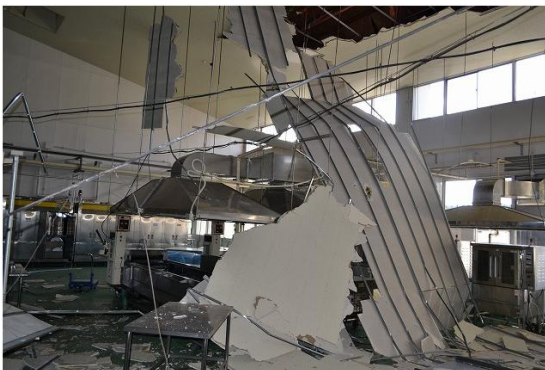
- ◇ 福岡県西方沖地震においてブロック塀倒壊による死者が発生したことを受けて、本市では、緊急安全点検調査や対策指導を実施し、啓発用リーフレットの配布等を行っている。
- ◇ 本市では、ブロック塀倒壊防止をはじめとする建築物全般の安全対策に向けて、今後も調査・点検、指導等の継続的な取り組みを実施するとともに、関係部局や関係団体と連携を図りながら啓発活動や適正な施工技術の普及、及び改善のための指導を行う。



▲ 啓発用リーフレット
(福岡県作成)

(3) 天井等の非構造部材の安全性の向上

- ◇ 東日本大震災では、体育館、劇場、空港などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物を含め、脱落被害が多く見られた。これらの被害を踏まえ、建築物の天井脱落対策に係る基準の新設及び新築建築物等への基準適合の義務付け等を定める建築基準法施行令等改正が行われた。(平成 26 年 4 月 1 日施行)
- ◇ 既存建築物への対応については、定期報告制度などを活用した点検、調査並びに改善指導を行い、天井脱落防止対策等を促進する。



▲ 東日本大震災による天井脱落および窓ガラスの破損被害

(4) その他

- ◇ 窓ガラスの破損・落下防止対策、エレベーター閉じ込め防止等建築設備全般の安全性向上のため福岡県と連携を図りながら建物の耐震化を促進する。
- ◇ 適切な維持管理がなされていないまま放置され老朽化した家屋については、久留米市空家及び老朽危険家屋等の適正管理に関する条例及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた改善指導を家屋の所有者等に対して行う。

2) 横断的な取り組みによる総合的な防災対策**(1) 関係部局との連携による自然災害に配慮した防災対策**

- ◇ 福岡県西方沖地震においては、玄界島などで敷地の崩壊による被害が多数報告されており、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せた自然災害に配慮した防災対策が必要である。

(2) 広域的な観点による地震防災対策

- ◇ 福岡県地域防災計画によると、水縄断層をはじめとする想定地震による被害が複数の市町村に及ぶとの予測がなされていることから、広域的な観点から総合的な地震防災対策を地域防災計画との整合を図りながら進めていくものとする。

(3) 中心市街地等における都市防災対策

- ◇ 先の阪神淡路大震災においては、密集市街地を中心として、建築物倒壊などにより発生した火災が次々と老朽木造住宅に燃え移り市街地大火となる等大きな被害が発生したことから、建築物の耐震化と併せて、総合的な地震防災対策としての取り組みが必要である。

平成 28 年（2016 年）熊本地震の被害



▲ 倒壊した住宅（防災システム研究所提供）



▲ 倒壊したブロック塀（防災システム研究所提供）



▲ 倒壊した道路沿いの住宅



▲ 多くの体育館などの大空間で天井脱落

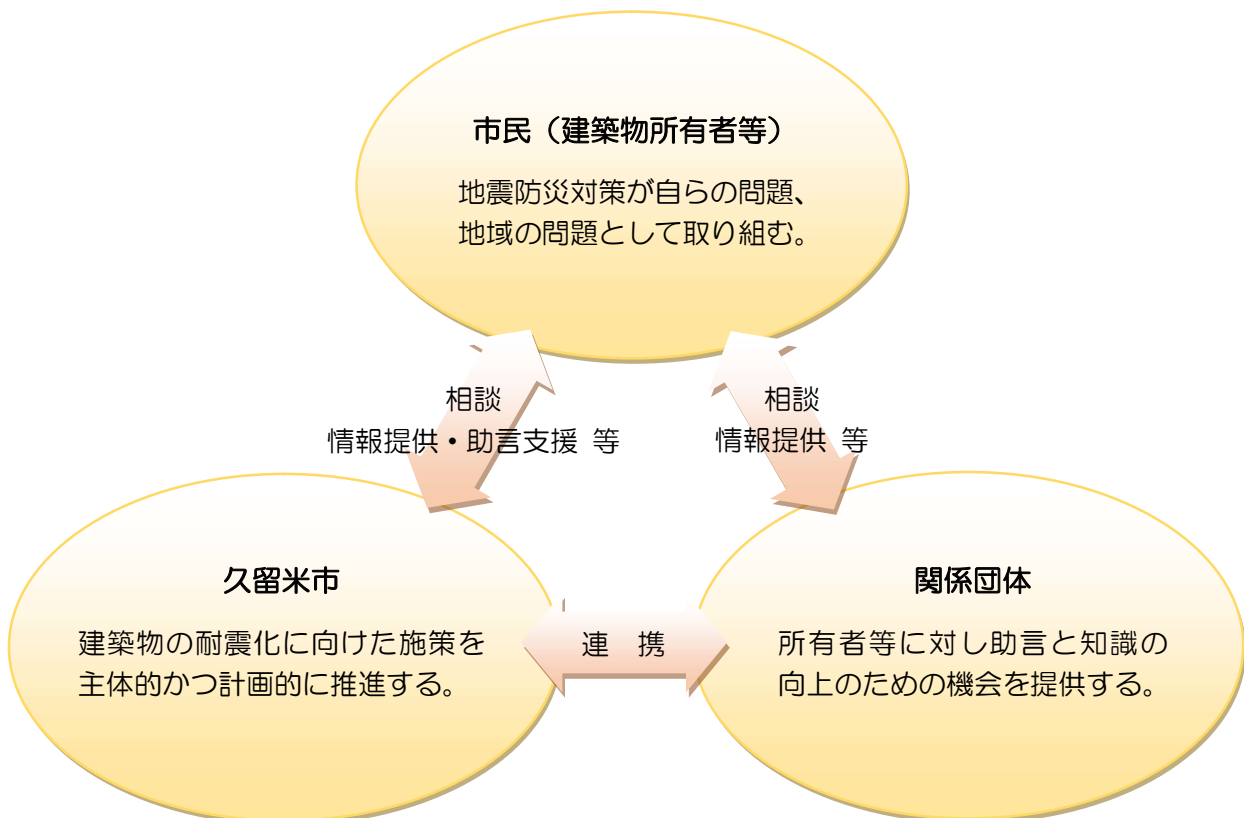
第4章 計画の実現に向けて

I. 関係主体の役割分担及び計画の進行管理

関係主体の役割分担

- ◇ 本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要がある。
- ◇ 建築物の耐震化を推進するためには、行政や市民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、市民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。

【 関係主体の役割分担イメージ 】



計画の進行管理

- ◇ 耐震化目標の達成に向けては、計画の進行管理が重要である。本市では、事業者や関係団体等との連携により住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実績把握に努める。
- ◇ 住宅については、耐震診断から耐震改修工事完了までの流れの中で実績把握に努め、耐震リフォーム業者の登録・報告、耐震診断補助やリフォーム資金融資の際の金融機関からの届け出など、多角的な方向での進捗管理の仕組みについて分析し、適正な実績把握の方法について検討する。
- ◇ 特定建築物については、建築基準法第12条による定期報告制度（3年に1度の報告義務）を活用し、改修の実績把握に努める。
- ◇ また、進行管理にあわせて、適宜計画の見直しを行うこととする。